

重 要

【全員対象】

※保護者の方に必ず渡してください。

就学支援金・臨時支援金の申請について（所得制限がなくなりました。）

授業料無償化に伴い今年度に限り「高校生等臨時支援金」が創設されました。高等学校等就学支援金の受給要件に該当しなくても高校生等臨時支援金の受給対象となりますが、それには先に「高等学校等就学支援金」の申請をすることが前提です。（臨時支援金のみ申請することはできません。）

「高等学校等就学支援金」を受給している・していない場合、受給している方の中でも届出の方法により下記のとおり書類が分かれております。

ご自身の該当する書類をご確認いただき必要な手続きをお願いいたします。

【高等学校等就学支援金を受給している】

- ・高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）で**マイナポータル**を利用し**自己情報登録された方** ※**手続きが必要です。**

⇒書類右上に①と記入している 「高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の届出のお知らせ(マイナポータル利用)」をご覧ください。

- ・高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）で**個人番号を直接入力された方または個人番号を確認できる書類を提出した方**

⇒書類右上に②と記入している 「高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の確認のお知らせ」をご覧ください。

【高等学校等就学支援金を受給していない】

⇒書類右上に③と記入している

「高等学校等就学支援金の申請に関するお知らせ」をご覧ください。
全員申請してください。

- e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



- 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



就学支援金の申請作業後に、臨時支援金の申請意向登録を行ってください。

■臨時支援金の申請意向登録画面を誤って閉じてしまった場合について
就学支援金の各種申請手続きの後で表示される臨時支援金の意向登録画面（下の画像参照）を誤って閉じてしまった場合は本校へご連絡ください。
このままでは臨時支援金の申請が完了できません。

認定申請登録結果

1 2 3 4 5 6

1. 就学支援金 2. 臨時支援金 3. 臨時支援金 4. 臨時支援金 5. 臨時支援金 6. 申請完了

システムによる管理業務終了申請の申請完了状況が終了となります。

項目	内容
就学支援金	申請完了
臨時支援金	申請完了

続いて、以下の「臨時支援金意向登録」ボタンを押して、次の画面へ移動してください。
※このボタンを押すと、臨時支援金の申請を開始することができます。その場合は、下記へお問い合わせください。

1

臨時支援金意向登録

【e-shien でマイナポータルを利用し自己情報登録された方】

令和 7 年(2025年) 7 月 1 6 日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道北広島高等学校長 齊 藤 雄 大

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況等の届出のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方で、マイナポータルを通じて自己の税情報等の登録により所得確認を行っている場合は、毎年、住民税が確定する 6 月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、期日までに届出してください。また、併せて高校生等臨時支援金（以下、「臨時支援金」）の申請も行ってください。

なお、就学支援金の継続受給を希望しない方は、システムにより、受給権放棄の意向を登録願います。

記

1 届出期日

令和 7 年(2025年) 7 月 2 8 日（月）

2 届出方法

別添の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル③ 継続届出編、④変更手続編、臨時支援金申請編」を参照してください。

※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者等情報変更届出」により届出してください。

3 留意事項

- (1) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、就学支援金ではなく、臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 支給対象となる生徒等本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

- (2) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。
(3) 確認の結果については、9月頃文書でお知らせする予定です。
(4) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者までご連絡ください。
(5) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。

〈連絡先〉 北海道北広島高等学校事務室 TEL 011-372-2281 事務担当：鈴木

令和 7 年(2025年) 7 月 1 6 日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道北広島高等学校長 齊 藤 雄 大

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の確認のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方は、毎年 6 月頃に所得情報が更新されるため、これに基づいて収入状況の確認を行います。すでに個人番号が確認できる書類を提出された方は、個人番号を利用し、確認作業を行うため、基本的に手続不要です。

ただし、保護者等に変更があった場合や、前年の 1 月 1 日現在の課税地から本年の 1 月 1 日現在の課税地に変更があった場合は、変更届出が必要です。高等学校等就学支援金申請システム(e-Shien)（以下、「システム」という。）により、期日までに届出してください。

また、就学支援金の継続受給を希望しない方は、システムにより、受給権放棄の意向を登録願います。

記

1 届出期日

令和 7 年(2025年) 7 月 2 8 日 (月)

2 届出方法

別添の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル③ 継続届出編、④変更手続編、臨時支援金申請編」を参照してください。

※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者等情報変更届出」により届出してください。

3 留意事項

(1) 個人番号により収入状況を確認できない場合は、課税証明書等を提出いただくこととなりますので御了承願います。

(2) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、高校生等臨時支援金の対象となりますので、別途、高校生等臨時支援金の申請をしていただくことになります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 支給対象となる生徒等本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

(3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

(4) 確認の結果については、9月頃文書でお知らせする予定です。

(5) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者鈴木(TEL011-372-2281)までご連絡ください。

(6) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。

〈連絡先〉 北海道北広島高等学校事務室 TEL 011-372-2281 事務担当：鈴木

【高等学校等就学支援金を受給していない】

令和7年(2025年)7月16日

高等学校等就学支援金を
受給していない生徒とその保護者の方へ

北海道北広島高等学校長 齊 藤 雄 大

高等学校等就学支援金の申請に関するお知らせ
保護者の方におかれましては日頃より授業料の納入についてご協力いただき誠にありがとうございます。

「高等学校等就学支援金」(以下、「就学支援金」という。)を受給していないご家庭へ改めて支援金制度のお知らせをいたします。

就学支援金は奨学金ではありません。返済の義務はなく、認定されると授業料と相殺されることから授業料を納付する必要がなくなります。

今年度に限り受給要件に該当しなくても「高校生等臨時支援金」(以下、「臨時支援金」という。)の支給対象となります。臨時支援金の申請は、就学支援金の申請を前提に行っていただくこととして
いますので、**高等学校等就学支援金申請システム(e-Shien)で申請登録**

手続きを令和7年7月28日(月)までに行ってください。

本校ホームページに載せてある「e-Shien 申請者向けマニュアル②新規申請編」をご参照ください。
意向登録は「意向あり」で登録済みですので、マニュアルの8ページからの「受給資格認定申請」の登録手続きをお願いします。

申請は、個人カードを使用して自己情報を提出する場合(14ページ～)と個人番号を入力する場合(19ページ～)があります。

パソコン・スマートフォンからインターネットに接続できる環境がない方、e-Shienでご自身で個人番号を登録しない方、マイナンバーを利用しない申請を希望する方は、7月18日(金)までに事務室にご連絡ください。別途書類をお渡しします。(フローチャートB、C、D、Fに該当の方)

高等学校等就学支援金申請システム(e-Shien)で高等学校就学支援金の申請が完了後**は、「臨時支援金意向登録」の意向登録も忘れずに行ってください。**

記

1 留意事項

- (1) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、就学支援金ではなく臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※支給対象となる生徒等本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

- (2) 受給権を放棄した場合は、受給資格が消滅し授業料を納付していただきます。
(3) 確認の結果については、9月頃文書でお知らせする予定です。
(4) そのほか、期日まで届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当までご連絡ください。

〈連絡先〉 北海道北広島高等学校事務室 Tel011-372-2281 担当：鈴木